

### 第3期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画の概要

#### 1 目的及び背景

県内に生息するニホンザルについて、鳥獣保護管理法に基づき、農作物被害の軽減及び生活被害の根絶による人とニホンザルとの共存を目指すとともに地域個体群の健全な維持を目的とし、農業被害、生活被害及び人身被害は、継続して発生していることから、本計画を策定し、引き続き個体数調整、被害防除対策、生息環境整備等を実施する。

#### 2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル（以下「サル」という。）

#### 3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

#### 4 管理が行われるべき区域

県内27市町村のうち、サルの生息が確認されている次の22市町村

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、西桂町、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村及び丹波山村

#### 5 現状

##### (1) 生息域

県内では、南アルプス地域個体群、茅ヶ岳地域個体群、秩父地域個体群及び三ッ峠地域個体群の4つの地域個体群が生息している。

##### (2) 生息状況

令和3年度末時点で、把握している加害群は68群、このほか把握できていない加害群、加害群ではない群、群れに属さないオスのハナレザルが生息している。

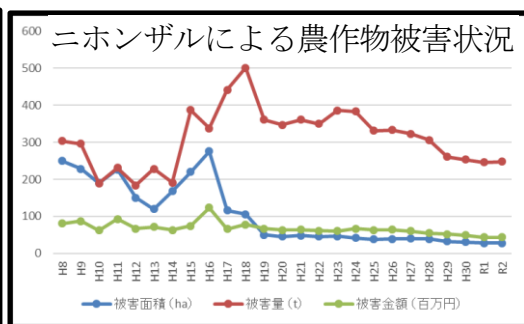
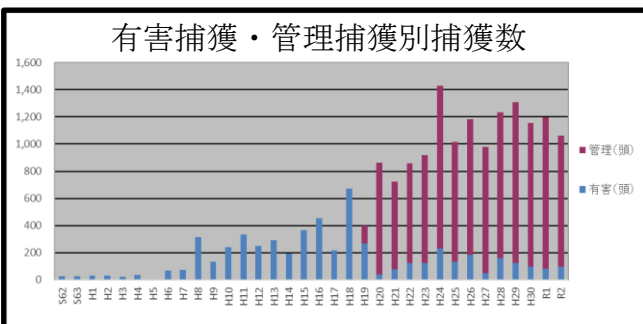
##### (3) 捕獲の実施状況

平成23年度以降は、年間1,000頭前後の捕獲数で推移しており、令和2年度は有害捕獲が95頭、管理捕獲が966頭となった。

##### (4) 被害状況

農業者等から市町村に報告のあった農作物被害は、サルの管理捕獲を開始した平成19年度から被害面積及び被害金額は、ほぼ横ばい、被害量は減少傾向にある。令和2年度は、被害金額44百万円、被害面積28ha、被害量248tとなった。

| 地域個体群 | 市町村名     |                                       |
|-------|----------|---------------------------------------|
|       | 地域個体群    | 市町村名                                  |
| 南アルプス | 茅ヶ岳地域個体群 | 韮崎市、南アルプス市、北杜市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町 |
| 茅ヶ岳   | 秩父地域個体群  | 韮崎市、北杜市                               |
| 秩父    | 三ッ峠地域個体群 | 山梨市、大月市、上野原市、甲州市、小菅村、丹波山村             |
| 三ッ峠   |          | 富士吉田市、都留市、大月市、笛吹市、甲州市、西桂町、鳴沢村、富士河口湖町  |



#### 6 管理の目標

農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人との共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の健全な維持を図るという視点から、次の2点を管理目標とする。

- ア 農作物被害の軽減及び生活被害の根絶
- イ 地域個体群の健全な維持

#### 7 被害防除に関する事項

##### (1) 生息状況調査

電波発信器を用いた生息状況調査を実施し、行動圏や停滞場所等を解明し、それを基に被害発生の原因を解析する。解析結果を基に、被害防除対策を効果的に実施する。

##### (2) 追い払い

サルが農地や人家周辺へ出没した時、花火、爆竹、銃器等を使用して追い払う。

住民が個別若しくは組織的な追い払いを継続的に実施する。さらに、電波発信器を併用することで群れの位置を把握し、追い払いをより効果的に実施する。

##### (3) 柵の設置等による被害防除の強化

市町村、農業団体等は地域の実情に合わせ電気柵を設置し、サルとの棲み分けを図る。

電気柵の効果を継続させるために、市町村において住民、農業者等による電気柵の維持管理組織の設置等を促進する。

##### (4) 集落環境管理

誘引要因の除去、緩衝帯の設置、耕作放棄地等対策、地域ぐるみの対策により、サルが近付きにくい環境を整備する。

#### 8 生息環境に関する事項

集落環境の整備と奥山でサルの個体群の存続を将来的に保障していくための環境の整備を行う。

#### 9 数の調整に関する事項

##### (1) 有害捕獲

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼしているか又はそのおそれがあり、被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。

##### (2) 管理捕獲

人と鳥獣との共存を目指した科学的・計画的な第二種特定鳥獣管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲で行う。

##### (3) 捕獲方法

捕獲方法は、檻、囲いわな又は銃器とする。

##### (4) 捕獲個体の取扱い

捕獲した個体は、麻酔薬等の投薬や銃器による止め刺し等、できる限り苦痛を与えない方法により早急に殺処分し、実験動物としての利用はしない。

#### 10 モニタリング

県は、市町村等の連携、協力を得ながら、管理に必要な事項について毎年度、モニタリングを実施する。モニタリングについては、サルの生息状況、被害状況等を総合的に把握し、事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用する。

#### 11 群れごとの目標・対策

群れごとに中長期的な目標を設定。中長期的な目標を踏まえて、本計画期間内に行う短期的な目標を設定。